

石狩市内公共交通に係る冊子作成事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1)件名

石狩市内公共交通に係る冊子作成事業業務委託

(2)業務の目的

本事業は、本市の市民や来訪者がニーズに合った交通手段が確保できるよう、市内の交通情報をまとめ、紙ベースの冊子及び電子冊子を作成する。

(3)業務内容

石狩市内の交通情報を収集し、関係機関への取材や撮影等を行い、路線図や運行エリアを記載し、利用者目線でわかりやすいレイアウト、デザインの冊子を作成する。詳細は「石狩市内公共交通に係る冊子作成事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(4)契約上限金額

契約上限金額 2,514,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本事業の規模を示すものである。

(5)事業期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

2. 参加資格要件

本手続に参加できるものは、石狩市契約規則第6条第2項に規定する競争入札資格者登録名簿に登録された者とするが、次に掲げる全ての要件を満たしている者も参加できるものとする。

(1)参加表明書の提出日において、国税（法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税）・都道府県民税・石狩市税（法人の場合は法人市民税及び固定資産税、個人の場合は個人市民税、固定資産税及び国民健康保険税）に滞納がないこと。

(2)参加者又は参加表明をする法人の代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

(3)会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）に掲げる者でないこと。

(5)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）及び暴力団又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

(6)石狩市競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成8年要領第2号）による指名停止の措置を石狩市から受けている若しくは今後受けることが明らかであるもの又は国及び他の地方公共団体において指名停止の措置を受けている者でないこと。

(7)自己の責任による災害、事故について迅速に対応が出来るとともに、相応の補償能力があること

(8)過去10年以内に官公庁等より官民連携事業または交通事業の検討業務を受託していること。

3. 契約方法

提出された企画提案書の内容を審査する審査委員会を開催し、評価が最も優れている事業者を第1優先契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

なお、第1優先契約候補者に選定された事業者が辞退した場合、若しくは「2.参加資格要件」を満たさなくなった場合は、次点者を第2優先契約候補者に選定し、契約の交渉を行うこととする。

また、参加提案者が1者の場合にあっては審査を実施し、提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

4. 質疑の受付と回答

- (1)提出書類 〈第4号様式 質問・回答書〉を使用した文章によるものとする。
- (2)提出方法 電子メールでのみ受付
- (3)受付期間 令和7年 6月13日(金)～6月19日(木) 17時15分(必着)
- (4)回答方法 質問に対する回答は受付期間終了後に一括で行うこととし、令和7年6月25日(水)までに質問者全員に電子メールにて通知する。

5. 参加表明書に関する事項

(1)提出書類

提出書類は下記の通りとする。グループで参加する場合、①～③の書類は代表者名で作成し、⑤の書類はグループの構成員すべてについて対象とする。

- ①〈第1号様式 参加書類受理票〉
- ②〈第2号様式 参加表明書〉
- ③〈第3号様式 業務経歴書(1)〉(年度、発注者、業務名、契約金額、担当者名を記載し、契約書の写し、業務の概要がわかるものを添付すること)
- ④登記簿謄本(写し可)・・・申請時において3ヶ月以内のもの
- ⑤令和7・8年度競争入札資格者登録名簿に登載されていない者の場合、次に掲げる書類(写し可)
 - ア. 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)
 - イ. 国税の納税証明書 その3の3(法人税及び消費税及地方消費税)
 - ウ. 市税の納税証明書(法人市民税及び固定資産税)※イ、ウは、申請時において3ヶ月以内であるものとし、納税証明書に記載されている滞納がないものに限る。

⑥グループで参加する場合は、グループの構成員と役割を記載したグループ構成表(様式任意)

- (2)提出期間 令和7年6月13日(金)～6月26日(木) 17時15分(必着)
- (3)提出場所 「10.担当部局(書類提出先・問合せ先)」に提出すること。
- (4)提出方法 持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかに限る)
- (5)参加事業者の決定

提出のあった参加表明書等を審査のうえ参加事業者を決定し、参加表明のあった事業者に対し、審査結果を審査後7日以内に電子メールにて通知する。

6. 企画提案書に関する事項

(1)提出書類

〈第5号様式 提案書等受理票〉に、次の項目を内容とする企画提案書を添付して提出すること。

なお、企画提案書に使用する言語は日本語、通貨は日本円とし、用紙はA4版とすること。グループで参加する場合、①～③及び⑤の書類は代表者名で作成することとし、④の書類は構成する者別に作成すること。

- ①〈第5号様式 提案書等受理票〉
- ②〈任意様式 企画提案書〉

仕様書に即した提案内容とし、次の項目について記載すること。

- ・事業者の財務内容、規模、類似事業の受注実績等を記載すること。
- ・作成のスケジュール、運営体制、責任者及び担当者の業務履歴を記載すること。
- ・表紙デザイン案及び見本ページ（１～２ページを想定）を添付すること。

③〈任意様式 業務見積書及び内訳書〉

④〈第６号様式 事業者概要書〉

⑤〈第７号様式 業務経歴書②〉

(2)提出期間 令和７年７月１日（火）～７月１８日（金）１７時１５分（必着）

(3)提出場所 「１０．担当部局（書類提出先・問合せ先）」に提出すること。

(4)提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかに限る。）

(5)提出部数 正本１部、副本５部（副本については複写可とする。）

7. 審査方法

(1)契約候補者の選定

参加資格の審査、企画提案書の審査、評価、選定及びその他本プロポーザルに係る庶務は、市職員で構成する「石狩市内公共交通に係る冊子作成事業業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会」を設置して行う。

企画提案書の提出を受けたあと、書面審査を行い、評価が最も優れている事業者を契約候補者として決定する（次点者も決定する。）。

なお、本プロポーザルに参加した他の参加者の情報、審査結果及び評価点は公開しない。審査結果については、提案者全員に対し自己の結果のみを通知する。評価の詳細・評価点・審査の経緯及びその内容は公開しない。

また、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。応募が多数の場合（１０件を超える場合を想定）は、書類による１次審査を実施し、１次審査を通過した参加者のみ書面審査を実施する場合がある。その際には、１次審査結果を提案者全員に通知する。

(2)書面審査

企画提案内容を確認するため、書面による審査を実施する。

①実施日程 令和７年７月２２日（火）～７月２３日（水） ※予定

②実施場所 石狩市役所

③審査項目 別紙のとおり

④最高得点者が２者以上ある場合（同点の場合）の決定方法

上記③審査項目のうち「提案内容」の点数の合計点が高い者を契約候補者に決定する。なお、「提案内容」の点数の合計点も同点の場合は、審査委員会の協議により決定する。

⑤参加者が１者となった場合は、委員の総合計点が最低基準点（６割）を超えた場合に限り契約候補者として決定する。

⑥委員の総合計点が最低基準点（６割）を超えない場合は、契約候補者として認めない。

(3)審査結果

審査結果は、参加者に対し、〈第８号様式 企画提案書の審査結果について〉及び電子メールで通知する。

8. スケジュール

(1)公募開始 令和７年 ６月１３日（金）から

(2)質問書の提出期限 令和７年 ６月１３日（金）～６月１９日（木）１７時１５分まで

(3)質問書の回答期限 令和７年 ６月２５日（木）まで

(4)参加表明書の提出期限 令和７年 ６月１３日（金）～６月２６日（木）１７時１５分まで

(5)資格審査結果通知 令和７年 ６月３０日（月）

(6)企画提案書等の提出期間 令和７年 ７月 １日（火）～７月１８日（金）１７時１５分まで

- | | |
|----------|------------------------|
| (7)書面審査 | 令和7年 7月22日(火)～7月23日(水) |
| (8)結果通知 | 審査後7日以内に通知 |
| (9)契約手続き | 結果通知日以降 |

9. その他

- (1)手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2)企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。
- (3)次の条件のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外する。
 - ①企画提案書の内容に虚偽の内容が記載されている場合
 - ②企画提案書に記載がない事項に関する提案が含まれている場合
 - ③関係者に対して工作等不当な活動を行ったと認められる場合
 - ④企画提案書が定められた提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (4)提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (5)参加者から提案された関係書類は返却しない。
- (6)提出された企画提案書の機密保持には十分配慮する。
- (7)参加表明書又は企画提案書の提出後に辞退する場合には、辞退理由等を記載した〈第9号様式 辞退届〉を提出すること。辞退することによって、今後の石狩市との契約等に不利益な取扱いをするものではない。

10. 担当部局（書類提出先・問合せ先）

石狩市企画政策部企画課交通担当（担当：吉田、山本）
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
(TEL) 0133-72-3193 (FAX) 0133-74-5581
(MAIL) ki-kotsu@city.ishikari.hokkaido.jp